

# 統計グラフ佐賀県コンクール作品を募集します

統計知識の普及と統計の表現技術の向上を図るため、県内の小学生、中学生、高校生、大学生、および一般の人から統計グラフを募集します。

## ■応募資格

部門	応募資格	課題
第1部	小学校1～2年生	自ら観察、または調査した結果をグラフにしたもの
第2部	小学校3～4年生	
第3部	小学校5～6年生	
第4部	中学生	自由
第5部	高校生以上	
パソコン統計グラフの部	小学生以上	自由(パソコンを使用したもの)

■規格 72.8cm×51.5cm (B2判)

■締め切り 9月4日(火)必着

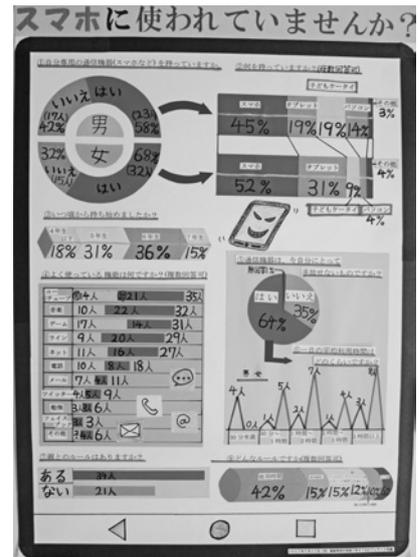
■表彰式 佐賀県庁旧館4階正庁にて(11月中旬予定)

■主催 佐賀県、佐賀県統計協会

■後援 佐賀県教育委員会、佐賀新聞社、サガテレビ

■その他 1人の応募点数に制限はありません。(2枚以上にわたる「シリーズ物」不可)  
 合作する場合は1作品につき5人以内

■提出先 児童・生徒は各学校へ、一般は佐賀県庁統計分析課へ



▲昨年の入選作品「スマホに使われていませんか？」  
 東原彦舎中央校 8年中尾華太さん

問い合わせ 佐賀県 統計分析課 統計普及担当 ☎25-7036

お知らせ

# 子ども・子育て支援会議 市民委員を公募します

「多久市子ども・子育て支援会議」の市民委員と保護者委員を募集します。

「多久市子ども・子育て支援会議」とは「多久市子ども・子育て支援事業計画」の検証と審議を行う場で、多久市の子育て支援の方針となるものです。

## ■応募資格・公募人数

市民 市内に住民登録のある20歳以上の人(1人)

保護者 市内に住民登録のある小学生未満の子どもの保護者(2人)

※応募者多数の場合は、選考します

## ■応募方法

応募動機、住所、氏名、子どもの年齢および通園先(通園している場合のみ)、電話番号(昼間に連絡の取れる番号)を記入し「地域における子育て支援」をテーマにした、400字程度にまとめた作文を添えて郵送、または持参してください。

## ■期限 7月31日(火)必着

## ■応募先 〒846-8501

多久市北多久町大字小侍7番地1  
 福祉課 こども係

問い合わせ 福祉課 こども係 ☎75-6118

当事務所は『法テラス』の契約事務所です ●要件を満たせば法テラスの費用立替制度を利用できます。

広告

## 借金でお困りの方

一人で悩まず相談しましょう!

早く相談  
 しなくちゃ



初回 相談  
 無料

借金問題など、一人で悩んでも解決しません。司法書士にご相談下さい。お客様にあった解決方法をご提案いたします!

まつせ司法書士事務所  
 〒840-0824 佐賀市呉服元町5番19号 2F

TEL 0952-97-6961

FAX 0952-97-6963

債務整理には、大きく3種類の手続きがあります。

- ①任意整理(月々の返済額を減額する交渉などの手続き)
- ②個人再生(一定の要件のもと借金を減額して支払う手続き)
- ③自己破産(一定の要件のもと借金を免除してもらう手続き)

相談者の方に合った解決法をご提案します。まずはご相談ください。

※司法書士法第3条第1項の範囲内に限ります。

※訴訟の目的の価格が140万円を超えないものについての相談に限ります。